

同意人事案件資料（令和6年2月県議会）

区 分	定数	任 期	任期满后者	任期满后年月日	新たに任命しようとする者	他の現職者
人事委員会委員	3人	4年	田 中 基 康	(辞任) 令和6年3月31日	大久保 和代	鈴木 尉 久真 木尾
収用委員会委員	7人	3年	長谷川 豊文孝 大 西	(任期满了) 令和6年4月8日	多 田 敏 章豊 福 本	中 川 丈 久彦一美一 村 尾 一 公有昭 森 上 原 昭

議 事 順 序 (案)

第 3 6 6 回 定 例 会
第 1 0 日 (3 月 2 2 日)

1 開 議 宣 告

2 諸 般 の 報 告

- (1) 本日知事から追加提出された議案（件名一覧表配付）
- (2) 提出された意見書案

3 議案一括上程

令和 5 年度関係

第 1 7 8 号議案ないし第 1 8 1 号議案

- (1) 委員会審査報告
 - ① 文書報告
総務、健康福祉、産業労働、農政環境、建設、文教、警察の
各常任委員会委員長
- (2) 委員長報告に対する質疑（終局）
- (3) 討 論
庄 本 えつこ 議員（反対）
- (4) 表 決（採決方法別紙のとおり）

4 追加議案一括上程

令和 6 年度関係

第 9 1 号議案、第 9 2 号議案

- (1) 知事提案説明
- (2) 議事順序の省略議決（簡易採決）
- (3) 表 決（採決方法別紙のとおり）

5 請願一括上程

- (1) 委員会審査報告並びに閉会中の継続審査申し出
（請願の審査結果報告並びに閉会中継続審査申出一覧表配付）
 - ① 文書報告
総務、健康福祉、文教の各常任委員会委員長
- (2) 委員長報告に対する質疑（終局）

(3) 討 論

久保田 けんじ 議員

(4) 表 決（採決方法別紙のとおり）

6 意見書案一括上程

意見書案第 2 2 号ないし意見書案第 3 0 号

(1) 議事順序の省略議決（簡易採決）

(2) 表 決（簡易採決）

7 県政改革調査特別委員会の設置

(1) 設置議決（簡易採決）

(2) 委員の選任（議長指名、簡易採決）

8 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査（簡易採決）

9 閉 会 宣 告

10 閉会あいさつ

議 長

知 事

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 6 6 回 定 例 会

令 和 6 年 3 月 2 2 日

（3月19日に提出された議案）

1 起立採決

（令和5年度関係）

第 1 7 8 号議案 令和5年度兵庫県一般会計補正予算（第7号）

2 簡易採決

（令和5年度関係）

第 1 7 9 号議案 令和5年度兵庫県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

第 1 8 0 号議案 令和5年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算（第3号）

第 1 8 1 号議案 令和5年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予
算（第3号）

（本日追加提出された議案）

1 簡易採決

（令和6年度関係）

第 9 1 号議案 人事委員会の委員の選任の同意

第 9 2 号議案 収用委員会の委員の任命の同意

本日議決予定の請願（議決順）

第 3 6 6 回 定 例 会
令 和 6 年 3 月 2 2 日

I 審 査 結 果 報 告

1 起 立 採 決 （委員長報告、不採択）

第 1 4 号 選択的夫婦別姓の導入へ、一日も早い民法改正を求める意見書提出の件

第 1 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出の件

2 起 立 採 決 （委員長報告、不採択）

第 1 0 号 障害・高齢福祉サービス等報酬の改善を求める意見書提出の件

第 1 8 号 学校給食への公的補助を強め、給食無償化の推進を求める件

3 簡 易 採 決 （委員長報告、採 択）

第 1 6 号 北方領土返還に向けた啓発活動の更なる推進を求める意見書提出の件

第 1 7 号 はり、きゅう、あんま、マッサージ及び指圧の東洋医療の養成学校の改善等を求める意見書提出の件

II 閉会中の継続審査申し出

1 起 立 採 決

第 2 号 子どもの医療費を所得制限なしに 18 歳まで無料にすることを求める件

第 3 6 6 回定例兵庫県議会
議事日程（第 1 0 号）

令和 6 年 3 月 2 2 日
午前 1 1 時開議

- 第 1 (令和 5 年度関係)
第 1 7 8 号議案ないし第 1 8 1 号議案
委員長報告
討 論
表 決
- 第 2 (令和 6 年度関係)
第 9 1 号議案、第 9 2 号議案
知事提案説明
表 決
- 第 3 請 願
委員長報告
討 論
表 決
- 第 4 意見書案第 2 2 号ないし意見書案第 3 0 号
- 第 5 県政改革調査特別委員会の設置
- 第 6 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日知事から追加提出された議案

第366回定例会

令和6年3月22日

(令和6年度関係)

第91号議案 人事委員会の委員の選任の同意

第92号議案 収用委員会の委員の任命の同意

請願の審査結果報告一覧表

第 3 6 6 回 定 例 会

令 和 6 年 3 月 2 2 日

委 員 会 名	請 願 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
総 務 常任委員会	第 14 号	選択的夫婦別姓の導入へ、一日も早い 民法改正を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
総 務 常任委員会	第 15 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速や かな批准を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
総 務 常任委員会	第 16 号	北方領土返還に向けた啓発活動の更 なる推進を求める意見書提出の件	採択すべきもの	意見書
健 康 福 祉 常任委員会	第 10 号	障害・高齢福祉サービス等報酬の改善 を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
健 康 福 祉 常任委員会	第 17 号	はり、きゅう、あんま、マッサージ及 び指圧の東洋医療の養成学校の改善 等を求める意見書提出の件	採択すべきもの	意見書
文 教 常任委員会	第 18 号	学校給食への公的補助を強め、給食無 償化の推進を求める件	不採択とすべきもの	

請願の閉会中継続審査申出一覧表

第 3 6 6 回 定 例 会

令 和 6 年 3 月 2 2 日

委 員 会 名	請 願 番 号	件 名	備 考
健 康 福 祉 常 任 委 員 会	第 2 号	子どもの医療費を所得制限なしに 18 歳まで無料にすることを求める件	

意見書案提出書

令和6年2月29日開催の本委員会において、別紙「北方領土返還に向けた啓発活動の更なる推進を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第2項の規定により提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者 総務常任委員会

委員長 岡 つよし

北方領土返還に向けた啓発活動の更なる推進を求める意見書

1855年2月7日、日露間で「日魯通好条約」が調印されて以降、歯舞群島、色丹、国後及び択捉の4島からなる北方領土は、一度も他国の領土になったことのない我が国固有の領土である。

しかし、第二次世界大戦末期の1945年8月9日、旧ソ連は当時まだ有効であった日ソ中立条約に一方的に違反して対日参戦し、我が国がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確に表明した後の同年8月28日から遅くとも9月5日までの間に北方四島の全てを占拠した。そして、それ以降旧ソ連がロシアとなった現在に至るまで、北方領土の不法占拠を続けている。

本県においては、北方領土の早期返還を図るため、北方領土返還運動兵庫県推進会議を設立し、「北方領土の日」記念県民大会の開催、パネル展などの啓発活動等を行っているほか、兵庫県北方領土教育者会議では、兵庫県における北方領土学習の進展に寄与するため、北方領土学習の研究及びその成果の発表、研究会、講習会等の開催、北方領土啓発パネルの作成・展示等を行っている。

しかし、本年1月に内閣府より発表された世論調査結果によると、ロシアが北方領土を不法占拠している現状を「知らない」と答えた人が回答者の35%にも上り、特に18～39歳では、ほぼ二人に一人が「知らない」と回答している。これは、近現代史の一歴史的事実を単に「知らない」ということでは済まされず、主権国家における国民世論のありようとして極めて由々しき事態である。我が国の領土・領海や主権を守り抜くことは、兵庫の青少年にとっても次代を担う国民として不可欠の課題である。

「日魯通好条約」が調印された2月7日は、北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、返還運動の一層の推進を図るために政府が制定した「北方領土の日」であり、国民は、この日の制定意義を改めて心に刻み直す必要がある。

よって、国におかれては、北方領土返還に向けた啓発活動を更に推進することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
外務大臣
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案提出書

令和6年2月29日開催の本委員会において、別紙「はり、きゅう、あんま、マッサージ及び指圧の東洋医療の養成学校の改善等を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第2項の規定により提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者 健康福祉常任委員会

委員長 迎山志保

はり、きゅう、あんま、マッサージ及び指圧の東洋医療の養成学校の
改善等を求める意見書

法による免許を受けて、様々な疾病、負傷の治療と回復のための行為を担っているのは、医師資格免許者等の西洋医療と、はり師資格免許者、きゅう師資格免許者及びあん摩マッサージ指圧師免許者の東洋医療である。日本の医療は、近代以降、西洋医療と東洋医療の二本柱で構成されている。

東洋医療は、多くの傷病に対し効果が認められており、国民の健康増進、医療経済効果に寄与するものとして大きく期待される場所である。

しかしながら、我が国における現行のはり師、きゅう師等の養成学校制度は、国際基準に照らしても劣っている。例えば中国や韓国などは医学部に入学し、6年制度で中医、韓医となっているが、日本はその半分の3年制度である。はり師、きゅう師等養成学校の改革は、国民の保健に対して責任を十分に果たすために必要不可欠なことである。

また、現行のはり、きゅう、あんま、マッサージ及び指圧の施術に係る療養費の受領委任の取扱においては、運用上、課題もある。

よって、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。


記

- 1 東洋医学を国民の健康保持増進に不可欠な医療としての認知向上に努めるとともに、はり師、きゅう師等養成学校の4年課程や6年課程の設置を促進するなど人材育成に努めること。
- 2 その上で、現行のはり、きゅう、あんま、マッサージ及び指圧の施術に係る療養費の受領委任の取扱においては、より望ましい制度の在り方について、広く当事者の意見を聴取し、検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣



様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案提出書

別紙「南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対策強化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	山	口	晋	平
	〃	門		隆	志
	〃	伊	藤	勝	正
	〃	上	野	英	一
	〃	門	間	雄	司
	〃	増	山		誠
	〃	島	山	清	史
	〃	迎	山	志	保
	〃	奥	谷	謙	一
	〃	松	本	裕	一
	〃	鏝	木	良	子
	〃	小	泉	弘	喜
	〃	橋	本	成	年

南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対策強化を求める意見書

我が国では近年、気候変動の影響等により毎年のように全国各地で大規模な自然災害が発生している。そして、本年1月1日に発生した能登半島地震においては、これまでの対策をもってなお甚大な被害が発生し、尊い人命が喪われた。

国においては、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により令和7年度までの5か年で重点的・集中的に国土強靱化の取組を進めてきたことに加え、令和5年7月28日には新たな国土強靱化基本計画を閣議決定し、基本方針としてデジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化と地域における防災力の一層の強化を新規に加えている。

今後、南海トラフ巨大地震などによる大規模災害も予想される中、新たな国土強靱化基本計画に基づく災害対策を確実に遂行するためには、十分な予算を確保するとともに、このたびの教訓も踏まえ、更なる備えを進めることが急務である。

よって、国におかれては、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 災害発生直後の被災状況を的確に把握するため、ドローンによる空撮やレーザースキャナによる図化等、デジタル技術の活用を早急に推進すること。
- 2 各自治体のシステムの現状・課題・取組を把握しながら、国、都道府県、市町村間のみならず、災害対応に関係する消防、警察、自衛隊等の機関とも情報収集・共有を図り、迅速かつ的確な意思決定を支援する全国統一の防災情報システムを早急に構築すること。
- 3 災害情報の一元化を図り事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した司令塔組織としての防災庁を兵庫県に創設すること。
- 4 改正国土強靱化基本法を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も引き続き国土強靱化を推進するため、別枠で予算を確保すること。
- 5 令和6年度末に期限を迎える緊急浚渫推進事業債及び令和7年度末に期限を迎える緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案提出書

別紙「外国人児童生徒等への教育支援を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	山	口	晋	平
	〃	門		隆	志
	〃	伊	藤	勝	正
	〃	上	野	英	一
	〃	門	間	雄	司
	〃	増	山		誠
	〃	島	山	清	史
	〃	迎	山	志	保
	〃	奥	谷	謙	一
	〃	松	本	裕	一
	〃	鏝	木	良	子
	〃	小	泉	弘	喜
	〃	橋	本	成	年

外国人児童生徒等への教育支援を求める意見書

近年、我が国に在留する外国人の数は大幅に増加し、令和4年末に初めて300万人を超えて過去最高を更新した後、令和5年6月末時点には更に4.8%も増加している。本県においても在留外国人数は増加の一途を辿っており、これに伴い、日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等（日本国籍を有する者も含む）の人数もこの10年間で約1.5倍の1,674人となっている。また、シンハラ語やタミル語等の少数言語を母語とする者も増加し、多言語化が進んでいるほか、居住地についても集住地域だけでなく、県内全ての地域に散在する状況になっている。

日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等への教育について、本県では、母語支援と日本語指導の両輪で支援し、特に、母語を話せるサポーターが在籍学級への入り込み支援を行う「子ども多文化共生サポーター」の派遣に取り組んできた。しかしながら、外国人児童生徒等の急増、少数言語の増加、居住地の広域化により、サポーターの確保をはじめ支援に困難を来している。

日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等は、言葉や文化の壁から、進路の実現や人間関係の構築、アイデンティティの確立に困難を抱えることが多い。令和3年の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、「外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うとともに、我が国の学校で学ぶ外国人の子供たちが急増している現状を踏まえた施策の充実を図る必要がある」とされており、外国人児童生徒等が日本語や日本の文化、価値観について理解した上で、複数の言語や文化等のもとに生まれ育った経験を生かし、グローバルな視点を持って日本の発展に貢献することができるような人材育成に取り組むことが必要である。

よって、国におかれては、日本語の能力が十分でない外国人児童生徒等が日本人児童生徒と同様に自由な進路を選択でき、社会で活躍する人材となるよう、下記事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 母語支援員の派遣バンクを創設すること。
- 2 教育支援体制整備事業費補助事業（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）について全額国庫で負担すること。
- 3 教員配置について、日本語能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒18人につき教員1人を基礎定数として一律に算定しているところ、散在地域でも活用できるように対象児童生徒数を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案提出書

別紙「高等教育機関の修学支援制度の更なる充実を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	山	口	晋	平
	〃	門		隆	志
	〃	伊	藤	勝	正
	〃	上	野	英	一
	〃	門	間	雄	司
	〃	増	山		誠
	〃	島	山	清	史
	〃	迎	山	志	保
	〃	奥	谷	謙	一
	〃	松	本	裕	一
	〃	鏝	木	良	子
	〃	小	泉	弘	喜
	〃	橋	本	成	年

高等教育機関の修学支援制度の更なる充実を求める意見書

政府は、意欲ある子供たちの進学を支援するため、2020 年 4 月から授業料等の免除又は減免や給付型奨学金の拡充による高等教育の修学支援新制度を実施している。また、昨年（2023 年）12 月 22 日、「こども未来戦略」を閣議決定し、3 人以上の子供がいる多子世帯について、2025 年度から大学など高等教育機関の授業料等を「無償化」する方針を示したが、いずれも対象となる子供は限られている。

教育については、①公平の理念のもと、家庭の経済状況にかかわらず等しく質の高い教育を受けることができるという、教育機会の均等への要請と、②少子化・人口減対策の観点から、高等教育の負担軽減の要請、③自然資源が乏しい我が国においては人的資源こそが国力の源であるため、我が国の存亡をかけ、人への投資、つまり教育にお金をかけていくという国家戦略の要請があると考えます。

よって、国におかれては、今後の我が国の発展に大きく関わる高等教育機関の修学支援制度を一層充実するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 22 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

意見書案提出書

別紙「大規模災害における被災自治体の負担軽減を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	山	口	晋	平
	〃	門		隆	志
	〃	伊	藤	勝	正
	〃	上	野	英	一
	〃	門	間	雄	司
	〃	増	山		誠
	〃	島	山	清	史
	〃	迎	山	志	保
	〃	奥	谷	謙	一
	〃	松	本	裕	一
	〃	鏝	木	良	子
	〃	小	泉	弘	喜
	〃	橋	本	成	年

大規模災害における被災自治体の負担軽減を求める意見書

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、石川県や北陸地方の広範囲に被害が生じている。特に甚大な被害を受けた石川県では災害関連死を含め約240名もの尊い命が失われ、1,000名を超える方々が負傷された。住宅等の崩壊や火災による焼失、断水等によって、今なお1万名を超える多くの方々が、厳しい環境の中、避難生活を強いられている。

本県においては、カウンターパート支援として、神戸市、福井県とともに珠洲市を支援先として決定し、職員の派遣や物資の支援を始め、義援金募集窓口の設置、被災者に対する県営住宅の提供など、阪神・淡路大震災を経験した被災自治体として、様々な取組を通じて被災地支援を行っているところである。現地の被害は甚大であり、復旧復興に向けては引き続き国を挙げての支援が必要である。

阪神・淡路大震災を経験している本県においては、被災からの創造的復興をなし遂げるための財政的負担が大きく、1兆3,000億円という巨額の地方債の発行を余儀なくされた。このため、その後の県政運営において他の都道府県にはない重い負担を背負うことになり、県民の協力のもと行財政改革など不断の努力を行ってきた。しかしながら、震災から29年経過した今でも震災関連県債残高は2,158億円（令和4年度末）あり、同様に県内被災市でも大きな財政負担を強いられている。

今回の災害の被害状況の全容はまだ不明であるが、復旧復興に要する費用は莫大であることは容易に想像がつく。また、被災自治体は財政的に小規模な自治体であり、国の財政的な支援があっても、重い負担を強いられる可能性が高く、より手厚い支援が求められる。

我が国では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして今回の能登半島地震などから明らかなように、全国で大規模災害が発生するリスクがあり、今後も高い確率で発生すると言われている、南海トラフ地震や首都直下地震などに備え、財政的な支援の体制を整えていかなければならない。

よって、国におかれては、下記のことに取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 能登半島地震の被災自治体が過度の財政負担によって、長期にわたって財政的な理由で運営に支障が発生することがないように、国が被災自治体と積極的にコミュニケーションを図り、復旧復興に係る事業の国負担分、また、地方負担分の交付税措置の更なるかさ上げを行い、被災自治体の財政的な負担を軽減するなど、寄り添った柔軟な対応を行うこと。

- 2 今後の大規模災害発生に備え、被災自治体の財政的な負担を極力軽減できるように、復旧復興に係る現在の事業のスキームの見直しや基金の創設を検討すること。
- 3 阪神・淡路大震災により、今なお財政的な傷跡が残っている被災自治体の震災関連県・市債の残高の負担を軽減するため、適切な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案提出書

別紙「若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書」（案）について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	山	口	晋	平
	〃	門		隆	志
	〃	伊	藤	勝	正
	〃	上	野	英	一
	〃	門	間	雄	司
	〃	増	山		誠
	〃	島	山	清	史
	〃	迎	山	志	保
	〃	奥	谷	謙	一
	〃	松	本	裕	一
	〃	鏝	木	良	子
	〃	小	泉	弘	喜
	〃	橋	本	成	年

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を
求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。

国立精神・神経医療研究センターの 2022 年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた 10 代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の 65.2% を占めているとのことである。また、過去 1 年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「約 60 人に 1 人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって国におかれては、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、下記の事項について特段の取組を進めるよう要望する。

記

- 1 若者による濫用等のおそれのある医薬品の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限し、かつ、対面かオンライン通話での販売を義務付けること。また、薬剤師等の専門家による情報提供を必須とし、自殺や孤独・孤立等の不安を抱える患者に対して必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 2 濫用等のおそれのある医薬品の指定を的確に進め、身分証による氏名・年齢確認を行い、頻回購入による過剰摂取や転売を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 3 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置付け、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
こども家庭庁長官
孤独・孤立対策担当大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

様

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

意見書案提出書

別紙「人間中心の信頼できるAI（人工知能）の構築を求める意見書」（案）について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	山	口	晋	平
	〃	門		隆	志
	〃	伊	藤	勝	正
	〃	上	野	英	一
	〃	門	間	雄	司
	〃	増	山		誠
	〃	島	山	清	史
	〃	迎	山	志	保
	〃	奥	谷	謙	一
	〃	松	本	裕	一
	〃	鏝	木	良	子
	〃	小	泉	弘	喜
	〃	橋	本	成	年

人間中心の信頼できる AI（人工知能）の構築を求める意見書

近年、ChatGPT に象徴される生成 AI の進展は目覚ましく、社会経済や医療・介護、教育、日々の生活に至るまで、今後の AI の利活用による計り知れない恩恵の広がりや経済成長、社会の大変革が期待される一方、著作権や個人情報保護などの課題、雇用に対する不安、フェイクニュース、AI の悪用や機密情報の漏洩など様々なリスク、私たちの想像を超えるような社会的影響などに対する懸念や不安も広がっている。そうした中で、目指すべきは人類を物心両面で豊かにする手段として、新たな価値を創造する「人間中心の信頼できる AI」の構築であり、“誰一人取り残されないデジタル社会”の理念に包含された、“AI を適切に利活用することの出来る人間社会”の実現である。

この「AI の適切な利活用」に向けては、様々なリスク対応はもとより、可能な限り次の AI を巡るシンギュラリティ（技術的特異点）にも耐え得るような安全性や信頼性の向上を図るための対策やガバナンス、法整備などを着実に進める必要がある。また、信頼性を前提としたデータ連携基盤の構築、計算資源や高品質データの整備・拡充等による研究・開発基盤の強化等の環境整備など日本の国際競争力の向上、AI の透明性や信頼性確保に向けた取組を進めることが重要である。さらに、それらを支える AI 人材、また各分野で AI を使いこなせる人材の育成・確保が不可欠である。

よって、国におかれては、人間中心の信頼できる AI の構築を目指して、今後の AI 政策を進め、我が国ひいては世界の人類と AI の共存に向けた様々な施策を着実に推進していくことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
デジタル大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

意見書案提出書

別紙「有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書」（案）について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

（理由）

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	山	口	晋	平
	〃	門		隆	志
	〃	伊	藤	勝	正
	〃	上	野	英	一
	〃	門	間	雄	司
	〃	増	山		誠
	〃	島	山	清	史
	〃	迎	山	志	保
	〃	奥	谷	謙	一
	〃	松	本	裕	一
	〃	鏝	木	良	子
	〃	小	泉	弘	喜
	〃	橋	本	成	年

有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書

有機フッ素化合物（以下「PFAS」という。）の一つである PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）や PFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸）については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされ、昨年 12 月 1 日には世界保健機構（WHO）の国際がん研究機関（IARC）が PFOA の発がん性分類を「可能性のある」から 2 段階引き上げ「発がん性がある」とし、PFOS は「可能性のある」とするなど、その有害性が指摘されている。

国においては、昨年 7 月に PFAS に関する対応方針をとりまとめ、PFOA 等に関する環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、PFAS の多くは有害性の評価や分析法について国際的に議論が始まったところである。

一方、これまでに国内各地で水質管理の暫定目標値である 50 ナノグラムパーリットルを超える高濃度の PFOS 及び PFOA が検出されており、健康被害や農水産物への風評被害が引き起こされる不安が高まっているだけでなく、汚染に関して発生源及び原因が特定されていないという根本的な問題がある。

よって、国におかれては、PFAS 対策の推進として、PFAS が人体及び環境に及ぼす影響の調査・分析及び情報提供に早急に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 22 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
環境大臣

様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

特別委員会の設置について

別紙「県政改革調査特別委員会設置要綱」により、県政改革調査特別委員会を兵庫県議会委員会条例第4条の規定に基づき設置することを発議する。

令和6年3月22日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

(発議者)

議会運営委員会委員長 藤本百男

県政改革調査特別委員会設置要綱

- 1 設置の目的
県の行財政全般にわたる改革（県政改革）に関する調査を行う。
- 2 委員会の性格
地方自治法第109条の規定に基づく特別委員会とする。
- 3 委員会の名称
県政改革調査特別委員会
- 4 委員の定数
12名
- 5 付議事件
県政改革に関する調査
- 6 委員会の設置期間
令和6年3月22日から調査終了まで
- 7 その他
議会閉会中も継続して調査できるものとする。

県政改革調査特別委員会委員名簿

令和6年3月22日

風	早	ひ	さ	お
竹	内	英		明
岡		つ	よ	し
北	野			実
飯	島	義		雄
越	田	浩		矢
伊	藤	勝		正
奥	谷	謙		一
門	間	雄		司
斉	藤	な	お	ひろ
岸	口	み	の	る
山	本	敏		信

常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査事項申出一覧表

令和6年3月22日

総務常任委員会

- 1 県民との情報共有の推進について
- 2 市町振興について
- 3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について
- 4 県政を支える職員の育成と働き方の推進について
- 5 元町周辺再整備の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について
- 8 情報化の推進について
- 9 持続可能な行財政基盤の確立について
- 10 参画と協働による県民躍動の推進と安全で安心な暮らしの実現について
- 11 芸術文化の振興について
- 12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について
- 13 スポーツ振興について
- 14 防災・危機管理対策の総合的推進について

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実について
- 2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実について
- 3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援について
- 4 医療確保と健康づくりについて
- 5 感染症等対策の推進について

産業労働常任委員会

- 1 産業労働施策の総合的な推進について
- 2 兵庫を牽引する新たな産業の創出について
- 3 中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展について
- 4 地域経済を支える人材の育成確保について
- 5 国際交流の推進について
- 6 観光による交流人口の拡大について

農政環境常任委員会

- 1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について
- 2 農業の振興と農村の活性化について
- 3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について
- 4 水産業の振興と漁港・漁村の活性化について
- 5 総合的な環境施策の推進と循環型社会の構築について
- 6 健全な生態系の保全・再生と地域環境負荷の低減について

建設常任委員会

- 1 交通基盤等の整備について
- 2 安全・安心な県土づくりについて
- 3 魅力あるまちづくりについて
- 4 快適な住まいづくりについて
- 5 企業庁事業の推進について

文教常任委員会

- 1 「生きる力」を育む教育の推進について
- 2 子どもたちの学びを支える環境の充実について
- 3 人生100年を通じた学びの推進について

警察常任委員会

- 1 警察組織・活動基盤の整備充実について
- 2 重要犯罪の徹底検挙について
- 3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について
- 4 サイバーセキュリティ対策の推進について
- 5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について
- 6 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進について
- 7 安全・安心・快適な交通社会の実現について
- 8 テロ対策、大規模災害対策等の推進について

議会運営委員会

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について

令和6年3月 日

兵庫県議会
議長 内藤 兵衛 様

議会運営委員会
委員長 藤本 百男

令和5年度議会改革の取組検討に関する報告（案）

令和5年8月18日の議会運営委員会において議長から諮問を受けた「議会機能の充実、強化及び議会活性化等の方策」にかかる令和5年度の検討結果を、下記のとおりとりまとめたので報告します。

記

1 議会運営委員会所管の検討項目

(1) 合意が得られた項目

① ペーパーレス化の一層の推進

ペーパーレス化を一層推進するため、セキュリティを確保した上で、タブレット端末の機能強化を図り、議員パソコン及びタブレット端末機を統合することとし、端末はSurface Proを採用する。(R5.11.2 議運確認)

② 常任委員会室のオンライン環境の整備

より一層の県民に開かれた議会の実現を図るため、第1～7委員会室にオンライン設備を整備し、令和6年6月より全ての常任委員会を同時にライブ中継するとともに録画配信を行う。(R5.12.11 議運確認、別紙1)

③ 議会BCPの策定

感染症拡大期や大規模災害時等、危機事案発生時においても議会機能が十分果たされるよう、「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」での対応等を含む検証を行った上で、「兵庫県議会 業務継続計画 (BCP)」を策定する。(R6.3.1 議運確認、別紙2)

④ 安定的な地域代表の確保に向けた検討の議論

令和9年の兵庫県議会議員選挙における議員定数等の見直しに向け、令和6年度に議員対象の講演会を実施するとともに、同年度に任意の検討会を、令和7年度には特別委員会をそれぞれ設置し、検討を行う。(R6.2.8 議運確認、別紙3)

⑤ 本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項の見直し

「質疑・質問に関する申し合わせ」の曖昧な表現等について、「冗長な発言」等の表現や定義、ルールは具体的に明確化せず、実際の発言内容等についてその都度判断することとし、現行の申し合わせの理解及び遵守について改めて確認した。
(R5. 10. 3 議運確認)

⑥ 地方自治法の改正を踏まえた議会手続きのオンライン化

- ・ 県民に開かれた議会の実現及び議会運営の合理化等に資するため、地方自治法改正等を踏まえ、請願の提出等の議会に係る諸手続きのオンライン化を一層進めるとともに、委員会へのオンライン出席事由に育児・介護等を追加する。
(R6. 2. 21 議運確認、別紙4)
- ・ 上記手続きのオンライン化及び全国都道府県議会議長会による標準会議規則等の見直しに対応し、会議規則、委員会条例、傍聴規則を改正する。(R6. 3. 1 議運確認、別紙5)
- ・ 委員会のオンライン出席事由への育児・介護等の追加に伴い、「オンライン委員会の開催に関する確認事項」を見直す。(R6. 3. 19 議運確認、別紙6)

⑦ 委員会におけるお茶の提供

SDGsの推進や経費削減等の観点から、令和6年1月の閉会中審査より委員会(管内調査におけるバス車内を除く)における公費でのお茶の提供は廃止し、マイボトルも含めて議員が自分自身で持ち込む方法に変更する。(R5. 11. 24 議運確認)

(2) 合意が得られなかった項目

① 閉会中の常任委員会における効果的、効率的な質疑のあり方

閉会中の常任委員会の議事「その他」における質疑のあり方について、効果的・効率的な委員会活動や出席者の働き方改革、緊急性がある課題への対応等を踏まえた上で、検討を行った。(R5. 8. 28 議運)

② 本会議における携帯電話の持ち込み

当面、県公館で本会議を行われることが見込まれるなか、本会議における携帯電話の持ち込みを許可することについて検討を行った。(R5. 11. 24 議運)

③ 各種会議における少数会派の扱い

3人以下の少数会派について、代表者会議及び政務調査会長会の構成員とするほか、会派単独の政務調査会の開催を保障することについて検討を行った。
(R5. 11. 24 議運)

④ 請願者の請願趣旨を、より議会に反映させるための手立て

請願を審議する常任委員会や本会議における請願者の意見陳述について検討を行った。(R5. 11. 24 議運)

2 議会運営委員会所管以外の検討項目

(1) 合意が得られた項目

① 親しみやすい議会広報のあり方

- ・ インターネット議会中継における YouTube による本会議のライブ配信を開始。(R5. 9 議会～)
- ・ 若い世代の県議会への理解をより一層促進するため、議会広報誌「高校生版ひょうご県議会だより」の後継事業として、議会広報ポータルサイト「ひょうご県議会だより 高校生 WEB 版」を開設。(R6. 3. 29～)
- ・ 新たな広報媒体として、県議会の情報を SNS で広く伝える「県議会 X (旧 twitter)」を開始。(R6. 2. 15～) ※いずれも広報委員会

(2) 合意が得られなかった項目

① 長期欠席議員の議員報酬の取扱

議員が本会議、常任委員会等の議会行事を長期間欠席した場合もその間の議員報酬が全額支給されるため、その間の議員報酬減額の取扱いについて、条例改正の必要性の有無も含め、検討を行った。(R6. 2. 21 代表者会議)

② 服装の柔軟化

県職員の働き方改革の一環として推進している勤務時の服装の柔軟化に合わせ、議員の議会行事出席時の服装の柔軟化(通年のノーネクタイ等)について検討を行った。(R5. 11. 24 代表者会議)

(3) 令和6年度以降に検討を行う項目

① 議員連盟のあり方

② 議会庁舎のセキュリティの強化

常任委員会のネット中継の拡充について

1 目的

本会議及び3号館7階大・中会議室で開催される委員会等に加え、第1～7委員会室で開催される全ての常任委員会を同時にライブ中継及び録画配信することにより、より一層の開かれた県議会を実現する。

2 拡充の内容

第1～7委員会室に中継機器を設置し、県議会ホームページを通じて全常任委員会の映像を同時配信する。

(1) 配信方法及び内容

配信経費を抑えるために、YouTube を利用してライブ中継映像及び録画映像を配信する。映像は固定式とし、一画面に委員・当局を同時に写してカメラの切り替えは行わない。

(2) 導入機器

配信にあたって必要な最低限の機器を7委員会室分整備する。なお、カメラは三脚で設置し、常任委員会室の移動があった場合でも対応可能とする。

【1室あたり】

パソコン1台、カメラ2台、三脚2台、配信ソフト、配線用ケーブル等、@300千円

【購入費用】 @300千円×7室＝2,100千円

※配信及び機器設置イメージは別紙のとおり

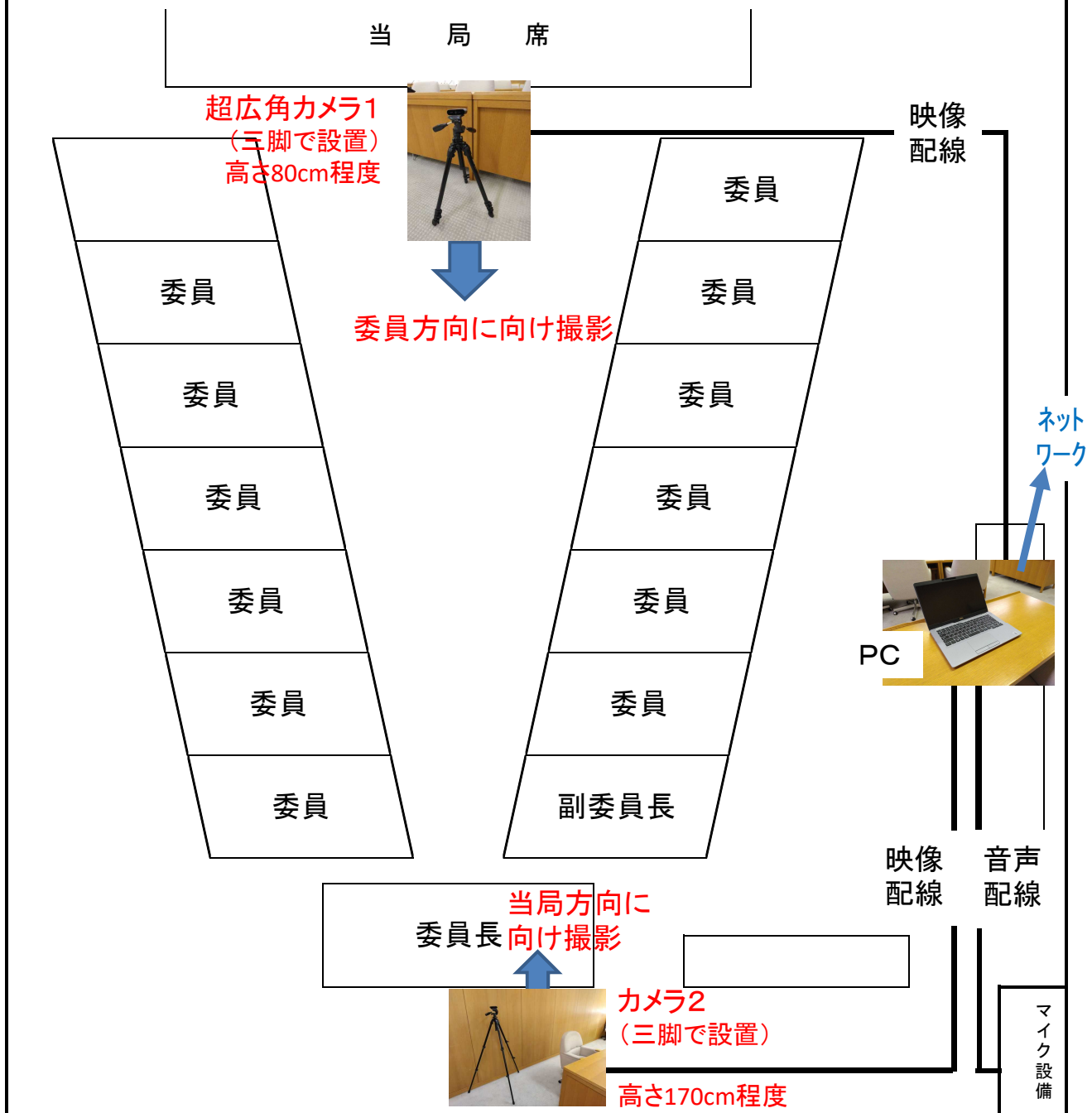
3 配信開始までのスケジュール

導入当初の機器及び通信トラブルに対応できるよう十分な試行期間を取ることとし、新年度体制となる令和6年6月の閉会中の常任委員会から本格的にライブ配信を実施する。

令和6年

1月	2月				3月			4月			5月			6月～		
下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
発注				→納入 設置												
				試行			-><閉会中審査> (試行)			-><閉会中審査> (試行)			-><開会中> (試行)			
													-><閉会中審査> >配信 開始 →			

常任委員会室配信機器設置イメージ図



兵庫県議会 業務継続計画（BCP）

令和 6 年 3 月

兵庫県議会

1 目的

大規模災害や感染症の蔓延など、危機事案発生時においても県議会が機能を十分に果たすため、災害時の議会及び議会事務局の組織体制及び議会・議員の活動指針について示すことを目的とする。

なお、本計画においては、災害等のフェーズに応じた詳細な行動計画ではなく、危機事案発生時の対応に際し、議員や事務局職員の判断に資する基本原則を中心とし、策定後も随時見直しを図ることとする。

2 対象とする危機事案

本計画は、地震・津波、風水害、感染症、その他（重大事故、原子力災害、テロ等）により、県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合で、議長が議会としての対応が必要と認めた危機事案を対象とする。

具体的には、県に対策本部が設置される場合又は議長が本計画を適用する必要があると認める場合とする。

3 危機事案発生時の議会の役割・機能

県議会の役割・機能	危機事案発生時における役割・機能
1 県民の意思・意見の把握	被災状況の確認、現地の要望の把握 当局との連携（照会・要望、情報収集等） 感染症対策にあつては、感染状況や医療提供体制の確認や要望の把握
2 政策の提案	予算への要望、国・関係行政庁等への要望・要請
3 団体意思の決定（議決機能）	条例・予算等の議案審議
4 施策・事業の点検、監視、評価	対策の効果の点検、監視、評価、さらなる対策の検討
5 議会活動に関する県民への説明	災害等への対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握

危機事案発生時の本会議運営等の基本方針について

- 1 議会の業務継続を図り、本会議に上程されるすべての議案を議了することを最優先課題とする。
 - (1) 本会議、委員会とも定足数（半数以上の出席）を充たす場合は、欠席者多数であっても予定どおり開催する。

なお、開会日に応招議員が半数に満たない場合は流会となり、知事が議会の再招集日程を調整することとなる。
 - (2) 会期中に、多数の議員が欠席し、委員会（議会運営委員会、常任委員会）の定足数を充たさないおそれがある場合は、委員会への議案付託は行わないこととする。

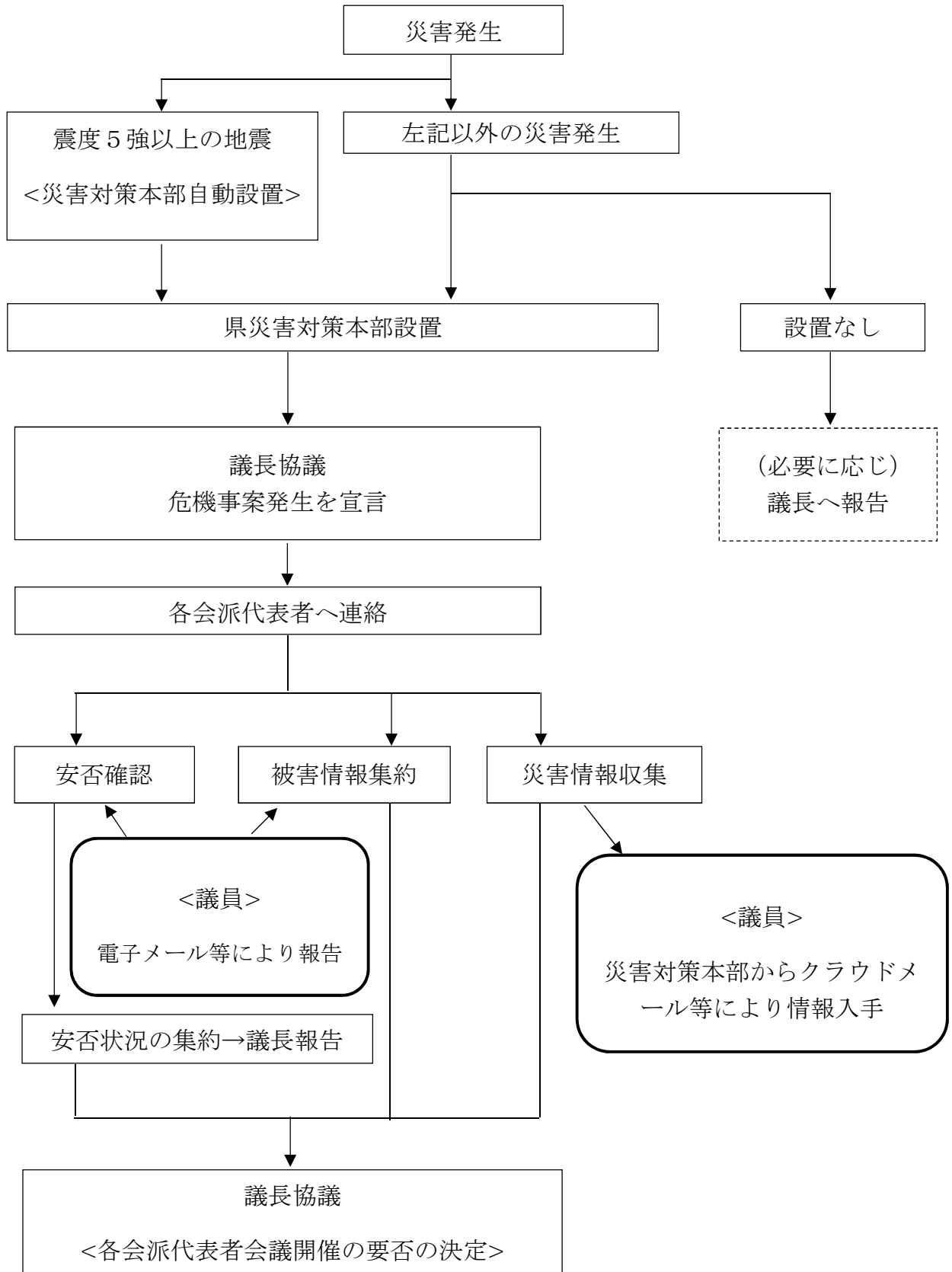
なお、付託後の場合には、本会議で付託の撤回を議決する。
- 2 会期中に会議日程や議事の変更が必要となった場合、議会運営委員会で協議、決定する。

なお、議会運営委員会が定足数を欠く場合、持ち回り審議（事実上の会議として電話連絡等による協議）とする。
- 3 閉会日までに会議日程が終えられない、またはそのおそれがある場合には、会期延長について、議会運営委員会で協議の上、本会議に諮って決定する。
- 4 閉会日に定足数を欠き、開議できない場合は流会となる。

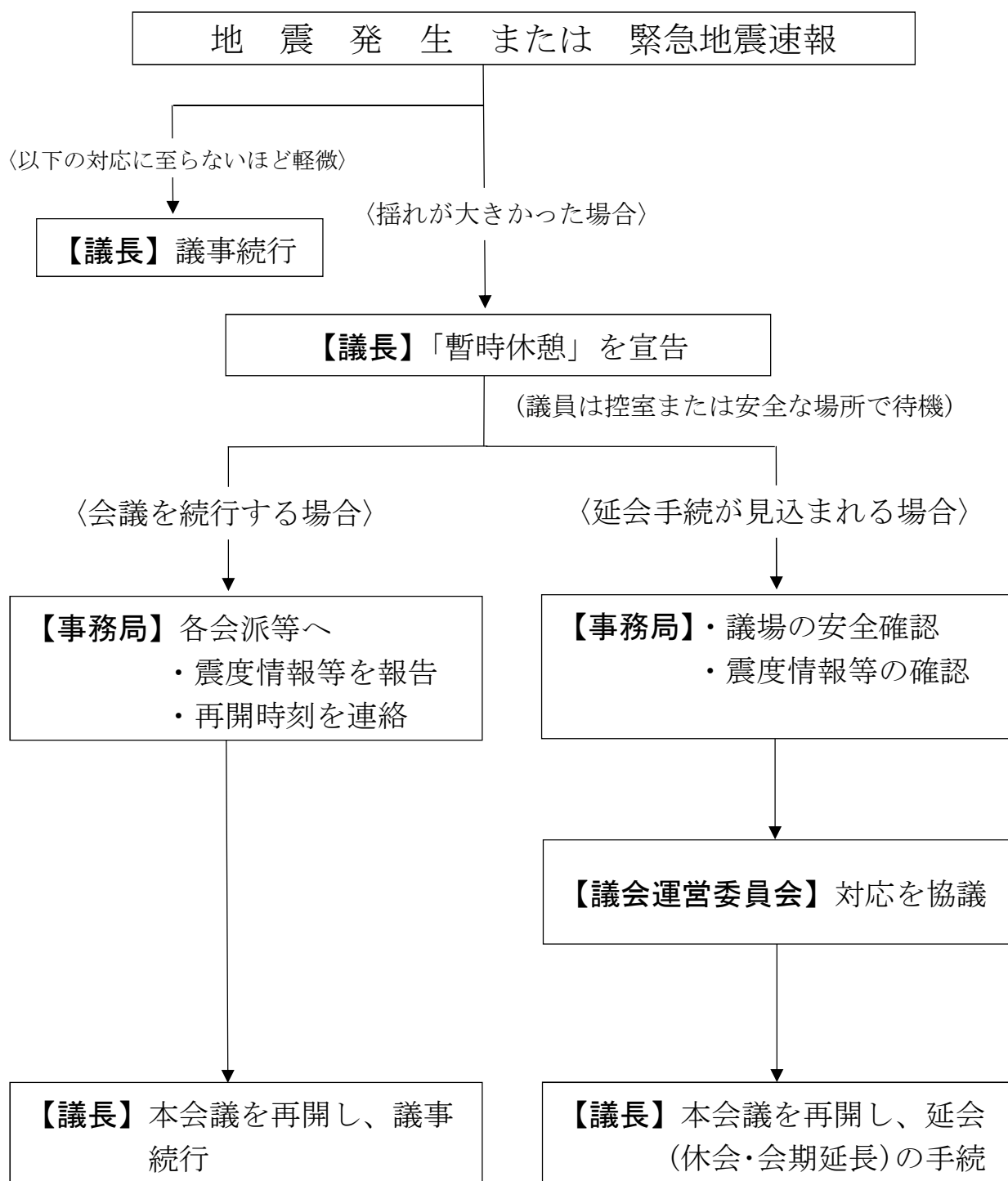
その場合、閉会日における議決未了案件の対応については、当局と調整の上、議会運営委員会等において対応を協議する。

4 議会の対応

(1) 休会・閉会中の初動対応



(2) 本会議・委員会開催中の災害等対応 (例：地震発生時)



※ 委員会開催中は、議長を委員長に読み替えるなどにより対応

(3) 情報等の一元化

議長は危機発生事案に関する情報を収集、一元化し、電子メール等により必要に応じて議員へ提供する。

議員が危機発生事案に関して、当局に対する照会、情報提供、要望等を行う場合には、原則として議長が集約し、一元的に行うものとする。なお、議長はその状況等について、必要に応じて議員へ提供するものとする。

緊急性が高い事案について、会派や議員による情報提供、要望等を妨げるものではないが、その内容、対応については議長へ事後に報告するものとする。

(4) 各会派代表者会議の開催

議長は、被害状況等諸事情を勘案し、今後の対応を協議する必要があると認めるときは、各会派代表者会議を開催する。

各会派代表者会議では、次の事項を協議又は意見調整する。

- ・被害状況等の把握・分析
- ・議会運営委員会、正副常任委員長会議、関係常任委員会の開催
- ・特別委員会の設置
- ・臨時議会の開催
- ・議員の安否、居所、被害状況等の把握 等

緊急時に招集する各会派代表者会議については、迅速な情報共有の必要性に鑑み、少数会派や無所属議員の出席に配慮することとする。

各会派代表者会議で議会運営委員会又は関係常任委員会の開催が決定された場合には、議長は該当の委員会委員長に委員会の招集を要請する。

(5) BCPの随時見直し 及び 訓練の実施

議長は、BCPを真に実用的なものとするため、随時、必要に応じて協議を行い、柔軟に改定を行うこととする。

また、避難訓練や安否確認訓練などを定期的の実施し、課題の把握を行い、その改善に努めることとする。

5 議員の基本的行動（活動指針）

区 分	本会議・委員会開催中	休会・閉会中
平常時	自身の安全確保と行動の円滑化につなげるため、平時から災害等に備える <ul style="list-style-type: none"> ・非常食や燃料等の備蓄 ・交通手段や連絡手段の確保 	
危機事案発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保 ・安全な場所（屋外：県民オアシス、公館東側オープンスペース等）で待機 ・議長又は委員長の指示により会議再開、閉会等の手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保 ・緊急的な人命救助 <p>[議長が全議員に危機発生事案を連絡]</p> <p>連絡手段は、議員公用クラウドメールを原則とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局へ安否連絡 * 人的被害（ケガ等）の有無 * 家屋等の損壊の有無 * 登庁の可否 * その他 <p>[連絡方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 県議会連絡サイト * 電話、FAX、電子メール
	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難な登庁議員は、事務局が宿泊施設を確保できた場合は同施設で、確保できない場合は3号館議員控室等で宿泊 	
議会としての対応決定まで	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の被災状況等の情報や住民の要望の収集に努める。特に、被災の程度が地域によって異なる場合、県議会からの連絡を待つことなく、地元の県民局、県民センター、自治体との連携に努め、情報や要望の収集に努める ・把握した情報については、議長への報告に努める ・地域の一員として、可能な範囲で被災者支援活動にあたる 	
議会としての対応決定後	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査や本会議、委員会、協議等の場において議案審議等の議会活動に従事する <p>災害等の影響により、本会議に出席できない場合はインターネット中継の視聴等により情報把握に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会活動を優先しつつ、引き続き地域において被災者支援活動に努める 	

6 感染症対策

(経緯及び基本原則)

新型コロナウイルス感染症への対策については3年間を超える長期にわたり県民の健康や社会生活に多大な影響を及ぼし、今なお感染が終息したとはいえない状況にある。

県当局においては、今回の取組を検証し、その結果を新型インフルエンザ等対策行動計画や感染症予防計画に反映するなど、今後の感染症に備えるとしている。その検証は、保健医療（①基本的な感染対策、②医療提供体制、③検査・療養体制、④保健所体制、⑤ワクチン）、福祉（⑥社会福祉施設等）、経済（⑦事業活動支援、雇用、貸付制度）、生活（⑧県民生活支援等）、社会活動（⑨社会活動制限、⑩県立施設等）、教育（⑪学校等）等の多くの分野についてなされているところである。

県議会においては、感染症に罹患した患者が国内、県内で確認され、繰り返し感染拡大の波が到来する各時期において、代表者会議メンバーで構成される「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」において、議会における感染症への対応、当局の対処方針改正に関する情報入手、県民や関係者からの要望を伝える場を設けてきた。

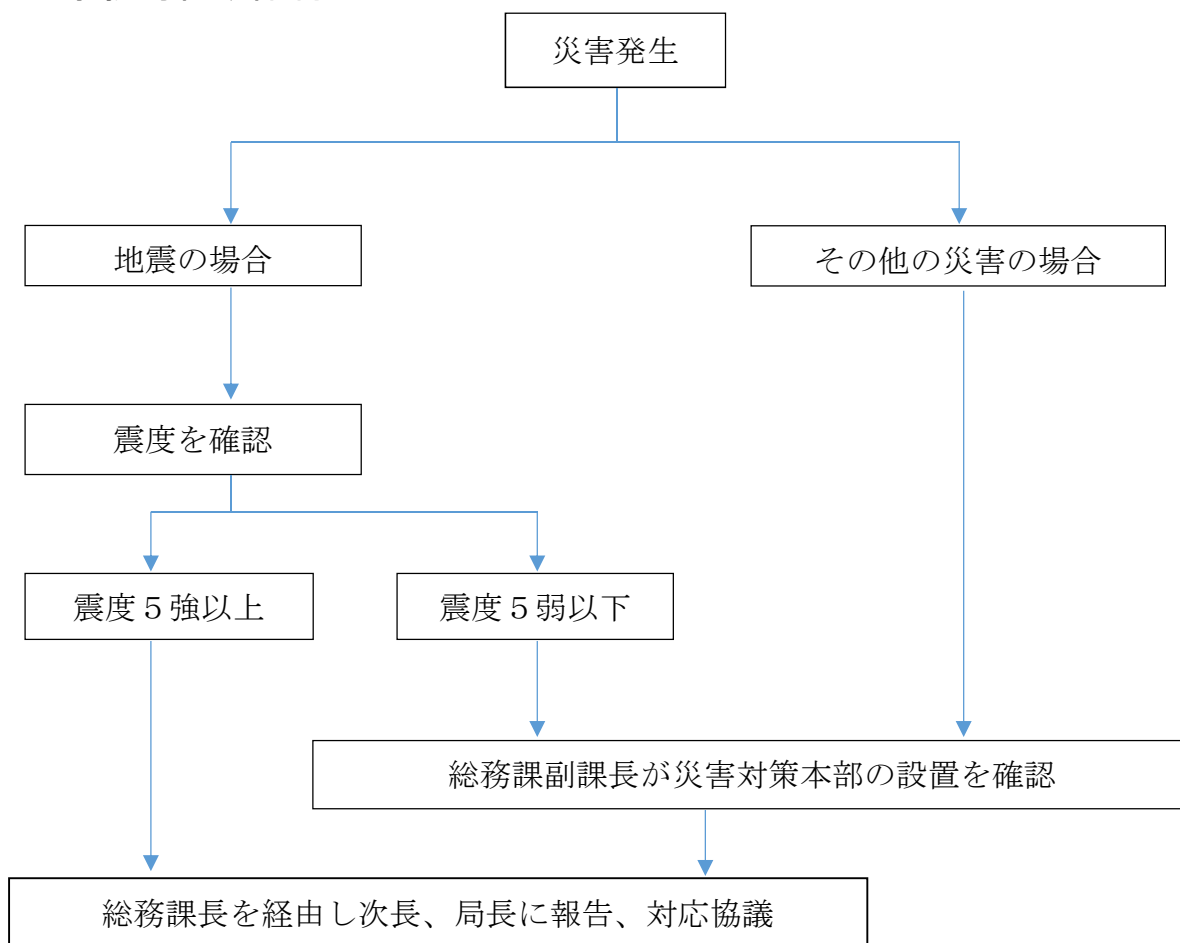
今後、新型コロナウイルス感染症のさらなる局面変化、あるいは新たな感染症対策においても、前述の「3 危機事案発生時の議会の役割・機能」

「団体意思の決定」で示した「危機事案発生時の本会議運営等の基本方針」を適用し、必要な協議・調整の場の設置等により、議会機能の維持を図ることとする。

その際、既に実施している委員会へのオンライン出席を認める地方自治法改正への対応、本会議へのオンライン出席など、今後想定される制度変更について、時機を逸することなく速やかに条例改正を行うなど、危機事案発生時に対応できるよう、事前準備に努めることとする。

7 議会事務局の体制

(1) 事務局初動体制



【震度 6 強以上、県内広範囲に水防指令 3 号発令など】

- ・ 第 3 号配備（全員配備）
- ・ 議長協議（危機事案該当、代表者会議招集）

【震度 5 強又は 6 弱、大津波警報、水防指令 3 号発令で中規模の被害のおそれなど】

- ・ 第 2 号配備（局長、次長、課長、副課長、秘書班長、図書・広報班長）
- ・ 議長協議（危機事案該当、代表者会議招集）

【その他（災対本部未設置）】

- ・ 第 1 号配備（総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち 2 名）
- ・ 議長報告（危機事案に該当しない）

(2) 事務局対策部

大規模災害等の発生により、「兵庫県災害対策本部」が設置された場合、必要に応じて、議会事務局内に「兵庫県議会事務局対策部」（以下「対策部」という。）を設置する。

① 設置目的

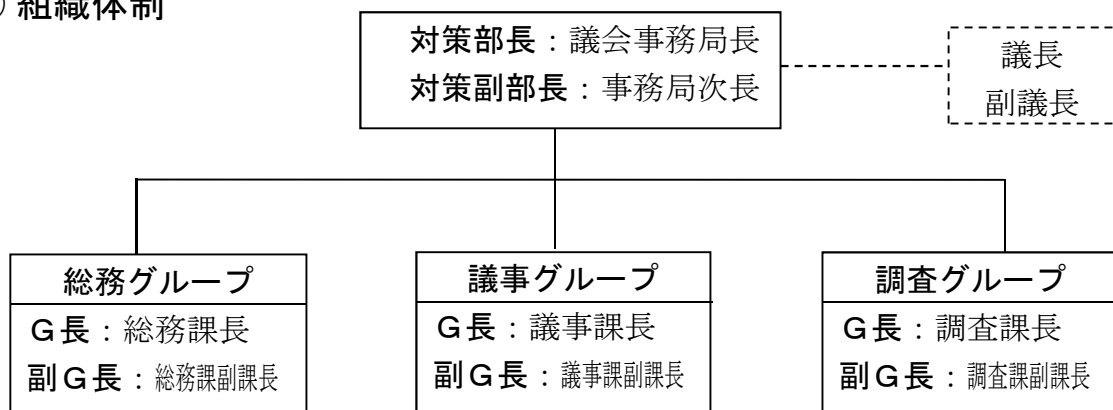
- ア 災害に関する情報の収集及び議員に対する情報提供
- イ 議員及び職員の安否、被害状況等の把握
- ウ 議会の基本的な機能を維持し、議会としての対応を協議
- エ 兵庫県災害対策本部との連携

② 設置基準

「兵庫県災害対策本部」が設置された場合に、被災地域、被害規模等を考慮し、議会事務局としての対応が必要と事務局長が認めた場合に「対策部」を設置する。

併せて、事務局長は、職員の体制（1～3号体制）を決定する。

③ 組織体制



④ 職員出動基準

■ 1号体制：総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち2名

[2名] ※総務グループのみで対応

※他の7級以上職員は自宅待機

■ 2号体制：局長、次長（2名）

[1 1名] 総務課：課室長・副課長・秘書班長（4名）

議事課：課長・副課長、調査課：課長・副課長（4名）

※他の6級職員は自宅待機

■ 3号体制：局長、次長（2名）、課室長（4名）、副課長・7級班長

[19名] (4名)、6級班長・主幹(8名)

※他職員は自宅待機

※対策部長(副部長)は、上記出動基準をもとに、災害の規模、被災の地域等を総合的に判断し、必要人員及び出動可能人員を見極め、出動を指示する。

※災害発生から時間が経過した場合は、必要に応じた体制に増員・減員する。

※災害対策本部から本部事務局又は各部の応援依頼がある場合は、自宅待機職員を当てる。

⑤ 各班初動業務

担当グループ	役割
総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長の安否確認、被災状況の把握 ・議員(自由民主党)の安否確認、被災状況の把握※1 ・総務課職員の安否確認、被災状況の把握 ・議員、事務局職員の安否、被災状況を取りまとめ、正副議長へ報告 ・議場、委員会室等議会関係施設の被災状況の把握、機器点検 ・兵庫県災害対策本部との連絡調整、情報収集 ・職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・帰宅困難議員、事務局職員への対応(議員指定宿泊施設等の確保、控室・執務室等での宿泊対応) ・対策部の運営、各グループとの連絡調整等 <p>[災害に関する必要情報の議員(自由民主党)への提供※2]</p>
議事グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員(維新の会)の安否確認、被災状況の把握※1 ・議事課職員の安否確認、被災状況の把握 ・職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・各党派代表者会議等議会对応の協議 <p>[災害に関する必要情報の議員(維新の会)への提供※2]</p>
調査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員(公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属)の安否確認、被災状況の把握※1 ・調査課、図書室職員の安否確認、被災状況の把握 ・職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ <p>[災害に関する必要情報の議員(公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属)への提供※2]</p>

※1 議員の安否確認等は、原則として危機発生地区の選出議員を対象とする(職員も同様)。

※2 全議員に対して、災害対策本部から記者発表資料がその都度メール又はFAX送信され、議会事務局へ同じ情報が提供される。

⑥ その他（勤務時間外における職員の留意点等）

- ア 危機発生地区に居住または滞在している職員は、自らの被災状況等について、所属長へすみやかに報告（被災していない場合も）するとともに、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡すること。
- イ 居住地の周辺及び議会事務局に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長に連絡すること。

資料編

○「兵庫県災害対策本部設置要綱」における議会事務局の役割

県議会事務局及び人事委員会、監査委員及び労働委員会の事務局は、必要に応じて、本部長の指示に基づき、本部事務局又は各部の応援に当たる。

○「兵庫県地域防災計画」 災害対策本部設置基準

- 1 県内で震度5強以上の地震を観測したとき
- 2 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき
- 3 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 4 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 5 風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき
- 6 その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき

○「兵庫県地域防災計画」 職員配備体制

災害対策本部が設置された場合、部局長、課室長は直ちに配備につく。
 その他職員については、下記配備体制。

(地震災害対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ②県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、 <u>小規模の被害</u> が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、 <u>中規模の被害</u> が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ②県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>) ③「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に <u>大規模な津波の発生</u> が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、 <u>大規模の被害</u> が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ②県内で震度6強以上の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>)	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

(風水害等対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、 <u>小規模の災害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>小規模の災害</u> が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、 <u>中規模の被害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>中規模の被害</u> が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内に <u>大規模な被害</u> が予想される気象情報が発表され、又は県内の <u>広範囲</u> にわたり水防指令第3号が発令され、 <u>大規模の被害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>大規模の被害</u> が生じたとき	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

地域代表選出のあり方についての調査研究及び検討について

1 新議会における議会運営の基本問題(令和5年5月9日確認)

令和9年の兵庫県議会議員選挙に向けた議員定数等の見直しに当たっては、「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の附則や「議員定数等調査特別委員会調査報告書(令和4年3月16日)」における特例選挙区の扱いについて、十分留意するとともに、同調査報告書の「適正な地域代表選出に向けた検討」の内容を十分に踏まえ、安定的な地域代表の確保に向けた検討について、より有意義かつ本質的な議論を早期に進めることとする。

2 検討方針

上記を踏まえて、令和9年の兵庫県議会議員選挙に向けた議員定数等の見直しについての検討を、以下の方針で行うこととする。

○令和6年度(改選3年前)

- ・学識者等を招いた講演会の開催(全議員対象)
 - ※「政調懇話会・政策法務研修合同研修会」として実施(1回程度)
- ・任意の検討会を設置(要綱)。地域代表選出のあり方に関する課題の整理及び他府県議会の先行事例調査等、具体的な調査研究を行う。

○令和7年度(改選2年前)～

- ・6月定例会で特別委員会を設置・協議
- ・委員会調査結果をとりまとめの上、周知期間等を考慮し、令和8年度9月定例会までに議員定数条例を改正

地方自治法改正等を踏まえた議会手続きのオンライン化について

1 趣 旨

本県議会では、発言通告書や欠席届、委員会報告書等の押印を廃止（R2.12）するとともに、議員タブレットの本格運用（R3.6）に合わせ、ペーパーレス化を含むオンライン対応を進めてきた。

このたびの地方自治法改正等により、新たにオンライン化が可能となる諸手続きは、県民に開かれた議会の実現及び議会運営の合理化等に資するものであることから本県議会としても対応することとし、所要の改正を行う。

2 対応方針（試案）

(1) 議会に係る手続きのオンライン化

① 議会と住民等との間の手続き

手続きの内容	オンライン根拠法令等	対応方針
ア 請願書の提出	地方自治法第 138 条の 2 第 1 項	・押印を廃止のうえ、郵送やメール等による提出も可能とする。※詳細別紙
イ 公聴会への出席申し出	標準会議規則第 129 条の 2 第 1 項、標準委員会条例第 22 条第 2 項	・オンラインによる申し出を可能とする。
ウ 傍聴事前申込	—	・オンラインによる事前申し込みを可能とする。
エ 傍聴券の交付	標準傍聴規則第 10 条の 2	・オンライン化見送り

② 議会内部の手続き

手続きの内容	オンライン根拠法令等	対応方針
ア 議員による議案の提出	地方自治法第 138 条の 2 第 1 項	・署名及び押印を廃止し、オンライン化を可能とする。
イ 選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	地方自治法第 138 条の 2 第 2 項	
ウ 議員の資格決定に係る決定書の交付		
エ 欠席議員に対する招状の発出		
オ 修正の動議	標準会議規則第 129 条の 2 第 1 項	
カ 代理人による意見陳述		
キ 懲罰動議の提出		
ク 会議規則の改正		

ケ 出席催告	標準会議規則第129条の2第2項	
コ 会議録の配布	標準会議規則第129条の3第1項	・冊子での配布をやめ、電子データでの配布とする。
サ 政務活動費にかかる議長への収支報告	地方自治法第100条第15項	・電子データによる提出を可能とする。
シ 会議録署名議員による本会議の会議録への署名	標準会議規則第129条の3第1項	・オンライン化見送り
ス 委員長による委員会の議事録への署名または押印	標準委員会条例第12条の2	

③ 議会と国会との間の手続き

手続の内容	オンライン根拠法令	対応方針
ア 国会に対する意見書の提出	地方自治法第138条の2第2項	・オンラインにより提出する。

④ 書式の改正

オンライン化に伴い、書式の「押印を廃止」「連署を削除」する。

- 〔 ①出席催告書、④⑥⑨議案提出書、⑪修正動議提出書、⑲請願書、
⑳請願取下願、㉓請願送付及び処理の経過並びに結果報告請求書、
④①議決条例(予算)送付書、④②臨時会招集請求書、④④説明員出席要求書、
④⑤選挙管理委員会への議員欠員通知書、④⑥人事委員会への意見聴取 〕

※ ○数字は書式番号

(2) 議会へのオンライン出席等

内 容	対応方針
ア 本会議における「 <u>オンライン質問</u> 」の実施	・本県議会は質疑・質問を併せて実施していること、議場のあり方が見通せない中、設備等の対応も困難であることから <u>現時点での実施は見送る</u> 。
イ 委員会への「 <u>オンライン出席事由(育児・介護等)</u> 」の拡充	・オンライン委員会の開催事由に、「 <u>育児、介護その他のやむを得ない場合</u> 」を加える。 ※委員会審査中も育児や介護に従事する必要がある場合は、オンライン出席不可。

(参考) 都道府県議会の動向

- ア 対応済： 1、R6 から対応： 2、検討中： 19、対応予定無： 25
イ 対応済： 31、R6 から対応： 5、検討中： 7、対応予定無： 4
(対応済・R6 対応のうち「育児等」を含む： 17)

請願に係るオンライン化等への対応について

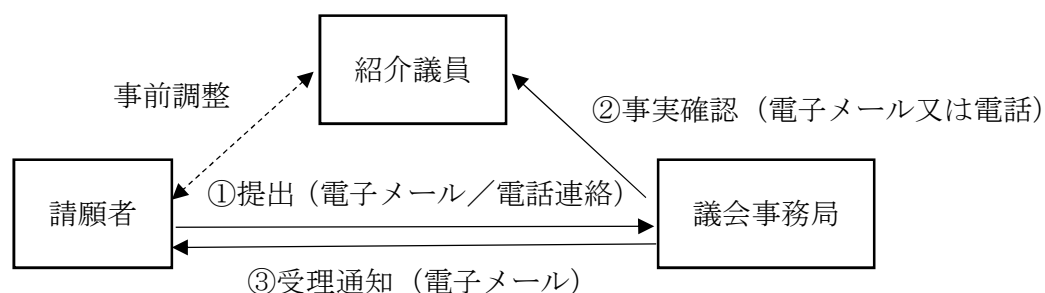
1 改正の趣旨

請願書については、現行の会議規則では、請願者及び紹介議員の署名または記名押印を義務付けており、文書による直接持参のみを認めている。今回の地方自治法改正に合わせ、オンラインや郵送による提出も可能とするべく請願書の記載事項等を変更するとともに、提出方法に応じた受付対応に改める。

2 主な変更点（下線）

	現行	改正（案）
提出方法	・直接持参（文書）	・直接持参（文書）、 <u>郵送（文書）、電子メール（デジタルデータ）</u> ※持参以外は、 <u>提出した旨を事務局あて電話連絡</u>
請願書の記載事項	・請願の趣旨 ・提出年月日 ・請願者の住所及び氏名（署名または記名押印） ・紹介議員の氏名（署名または記名押印）	・請願の趣旨 ・提出年月日 ・請願者の住所及び氏名（署名または記名） ・紹介議員の氏名（署名または記名） ・ <u>連絡先（常時連絡が取れる者の氏名、電話番号及びメールアドレス）</u>
紹介議員事実確認		<u>【記名の場合のみ】</u> ・ <u>紹介議員に対し事務局から電子メール又は電話により事実確認</u>

【例：オンライン（電子メール）による提出方法（案）】



- ① 請願者は、請願書を議会事務局に電子メールにて提出するとともに、電話にてその旨を連絡する。
- ② 議会事務局は、内容を確認後、紹介議員に電子メール又は電話により事実確認を行う。
- ③ 議会事務局は、紹介議員に事実確認が取れ次第、請願者に受理した旨及び事務連絡（審査予定日等）を電子メールにて通知する。

会議規則、委員会条例及び傍聴規則の一部改正について

1 概要

議会に係る諸手続や会議への出席について、オンライン化（電子化）を可能とすることとし、対応する会議規則や委員会条例等における条文の改正等、所要の整備を行う。

また、これら整備とともに、「標準都道府県議会会議規則」等の文言調整や規定の見直しを踏まえた関係条文の改正を合わせて実施する。

2 改正内容

(1) 議会に係る手続きのオンライン化（電子化）関係

① 議会と住民等との間の手続き

- ・オンラインによる提出を可能

手 続 項 目	該 当 条 文
ア 請願書の提出	会議規則 第 89 条、 第 89 条の 2、第 90 条
イ 公聴会への出席申し出	会議規則 第 97 条、 委員会条例 第 20 条
ウ 傍聴事前申込	傍聴規則 第 5 条

② 議会内部の手続き

- ・署名及び押印の廃止等

手 続 項 目	該 当 条 文
ア 議員による議案の提出	会議規則 第 15 条
イ 選挙の投票効力の異議に係る決定書交付	会議規則 第 32 条
ウ 議員の資格決定に係る決定書の交付	会議規則 第 109 条
エ 修正の動議	会議規則 第 17 条
オ 懲罰動議の提出	会議規則 第 117 条
カ 会議規則の改正	会議規則 第 133 条
キ 出席催告	会議規則 第 11 条
ク 会議録の配布	会議規則 第 127 条

(2) 会議へのオンライン出席関係

内 容	該 当 条 文
オンライン委員会の出席事由の拡充 （「育児、介護その他のやむを得ない場合」を追記）	会議規則 第 65 条 委員会条例 第 10 条、 第 10 条の 2

(3) 標準会議規則等の改正に伴う一部改正

項目	内容	該当条文
ア 本会議の会議時間変更の柔軟化	・現行は「会議時間の繰上げ又は延長は、会議中に議長が宣告する」とされているが、緊急時、会議時間外での繰上げ等ができないことから、「議長は、 <u>会議中でない場合でも、特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、繰上げ又は延長することができる</u> 」等の規定を整備	会議規則第6条
イ 議場への携帯品の届け出	・会議の出席に必要と認められる <u>携帯品については、議長の許可から届出制へと変更</u> ・携帯不可のもの内、現行法令等で不使用の用語(外とう⇒コート)を改めるとともに、障害のある方等への配慮の観点から「つえ」を削除	会議規則第111条 傍聴規則第13条
ウ 公聴会における意見の陳述の方法	・公聴会の公述人には、代理又は文書による意見の陳述を認めていないことから、 <u>オンライン(電子メール等)による意見の陳述も認めない。</u>	会議規則第101条、 第102条 委員会条例第24条
エ 委員会の「公開原則」の明文化	・委員会の傍聴の取り扱いについて「傍聴希望者が傍聴できる」とする規定を、「 <u>公開を原則とする</u> 」に明文化	委員会条例第15条、 第16条、 第18条

(4) その他

項目	内容	該当条文
ア 傍聴席の定員の変更	・当面の間(令和6年度)、本会議を兵庫県公館で行うことに伴い、大会議室の実態に即した定員に変更	傍聴規則第3条

3 施行期日

令和6年4月1日

議員提出第 号議案

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和6年 月 日提出

議会運営委員会

委員長 藤 本 百 男

兵庫県議会告示第 号

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員10人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第11条中「文書」の右に「若しくは電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法」を加える。

第15条第1項中「連署」を「署名又は記名」に改める。

第17条中「連署」を「署名又は記名」に改める。

第32条に次の1項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知は、文書又は電子情報処理組織を使用する方法で行う。

第65条中「場所」の右に「（法第109条第9項の規定による条例の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨）」を加える。

第89条第1項中「文書」の右に「又は電子情報処理組織を使用する方法」を加え、「または記名押印」を「又は記名」に改め、同条第2項中「押印」を削除する。

第89条の2第2項中「文書」の右に「又は電子情報処理組織を使用する方法」を加える。

第90条第3項中「連署」を「署名又は記名」に改める。

第97条中「文書で」を「文書又は電子情報処理組織を使用する方法により、」に改める。

第101条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第102条第2項中「文書」を「文書等」に改める。

第109条中「議員に」の右に「文書又は電子情報処理組織を使用する方法で」を加える。

第111条中「外とう、つえ」を「コート」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第117条中「をもって」を「又は電子情報処理組織を使用する方法により、」に改め、「連署」を「署名又は記名」に改める。

第127条中「印刷し、」を削る。

第133条中「連署」を「署名又は記名」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法及び全国都道府県議会議長会が定める標準会議規則の一部改正に伴い、兵庫県議会（以下「議会」という。）に係る手続についてオンラインによる方法を可能とするほか、柔軟な議事運営等を図るため、議会の手続に係る規定等について所要の整備を行う。

議員提出第 号議案

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年 月 日提出

議会運営委員会

委員長 藤 本 百 男

兵庫県条例第 号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「場所」の右に「（次条第3項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第19条第2項において同じ。）」を加える。

第10条の2第1項中「発生等の」を「発生、育児、介護その他のやむを得ない」に改め、「及び第16条」を削る。

第15条を次のように改める。

（委員会の公開の原則）

第15条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第18条に次の2項を加える。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 5 委員会の傍聴に関し、必要な事項は議長が定める。

第20条中「文書で」を「文書又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法（第24条において「電子情報処理組織を使用する方法」をいう。）により」に改める。

第24条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法及び全国都道府県議会議長会が定める標準委員会条例の一部改正に伴い、委員会に公開原則を導入するとともに、オンライン委員会出席事由（育児、介護等）の拡充、各種手続に係るオンラインによる方法を可能とするなど、柔軟な委員会運営等を図るため、所要の整備を行う。

「オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項」の見直しについて

1 趣 旨

オンラインの方法による委員会への参加事由について、現行の「重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生」に「育児、介護その他やむを得ない場合」を追加する委員会条例の改正を受け、委員会運営に係る確認事項の見直しを行う。

2 見直し内容

(1) 現行の「1 オンライン委員会の開催事由等の決定」については、重大な感染症や大規模災害時の対応のみを想定した規定であることから削除する。

なお、危機発生時におけるオンライン委員会の開催等の決定については、各会派代表者会議で協議する取り扱いを変更するものではない。

(2) オンライン委員会の開催にあたっての委員及び委員長の留意事項を追記する。

① 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であることを十分留意して、オンライン参加を申し出るものとする。

② 委員長は、オンライン委員会の開催の決定にあたって、当該委員から参集が困難である事由について十分に確認を行った上で判断するものとする。

(3) 「育児、介護」について、オンライン参加を許可する事由を新たに例示する。

オンライン参加を許可する事由の例	
育 児	乳幼児等を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な場合
介 護	介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な場合

〔 家族の範囲 育児：小学校就学前の子（乳幼児）等
介護：配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹 ※「育児・介護休業法」準拠 〕

参考《「全国議長会・都道府県議会デジタル化専門委員会」の見解》

育児、介護を行う議員のオンラインでの委員会参加は、基本的には委員会審査中に育児や介護に従事しなければならないかが判断基準（乳幼児や介護が必要な者を第三者に預け委員会審査には参加できるが、その預け先までの送迎時間を含めると委員会室まで行けない時はオンラインで出席。委員会中も育児、介護に従事する必要がある場合は委員会を欠席）

なお、「その他やむを得ない場合」については具体的に例示しないが、「議員本人がけが等で療養中だが、体調や通信環境に支障が無い場合」などが想定される。

(4) オンライン参加を不許可とする例として、「委員会審査に専念できないと判断される委員」を追加するとともに、その他の例示を整理する。

(5) 傍聴については、令和6年度からの全常任委員会のインターネット中継実施を踏まえ、オンラインの方法を利用した傍聴の規定を削除する。

3 運用開始

令和6年4月1日

オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項（見直し案）

（令和3年3月4日議会運営委員会確認）

〔沿革〕 令和3年9月14日改正

兵庫県議会委員会条例（以下「条例」という。）第10条の2の規定によるオンラインの方法を利用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 オンライン委員会の開催

(1) 条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加しようとする委員は、原則として、開催日の前日の正午までに、オンライン参加申出書を委員長に提出（メール可）しなければならない。

なお、委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であることを十分留意してオンライン参加を申し出るものとする。

(2) 委員長は、条例第10条の2第1項に該当すると認めるときは、オンライン委員会の開催を決定する。

なお、委員長は、決定にあたって、当該委員から参集が困難である事由について十分に確認を行った上で判断するものとする。

(3) 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 オンライン参加の申出に対する委員長の許可

委員長は、委員からのオンライン参加の申出に対して、次に掲げる例を基本に、許可または不許可を決定する。

(1) オンライン参加を許可する例

ア 重大な感染症のまん延防止の場合

- ① 重大な感染症の陽性が判明した委員（無症状と判断される場合に限る）
- ② 濃厚接触者として特定又は判断され、健康観察期間にある委員
- ③ 感染者又は濃厚接触者に該当する恐れがあり出席の自粛を求められている委員（同居人が第三者の濃厚接触者に該当する場合等）
- ④ 高齢や基礎疾患を持つ等の理由により、感染リスクを避ける必要があるためとして、オンライン参加を希望する委員

イ 大規模災害その他の緊急事態の発生等の場合

- ① 交通手段の途絶により、県議会への参集が困難な委員

ウ 育児の場合

- ① 乳幼児等を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

エ 介護の場合

- ① 介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

(2) オンライン参加を不許可とする例

ア 重大な感染症のまん延防止の場合

① 重大な感染症の陽性が確認された入院又は宿泊療養中の委員

② 感染リスクを避けるためのみを理由として、オンライン参加を希望する委員

イ 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員

ウ 委員会審査に専念できないと判断される委員

3 オンラインの方法により委員会に参加する委員の対応

オンラインの方法により委員会に参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(2) 委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信状況を確認すること。

(3) オンライン委員会に参加するために必要な通信環境の整備及び整備や通信に要する経費は、オンライン委員が対応すること。

4 オンライン委員会の運営

(1) 表決

表決は、慣例により挙手（予算・決算特別委員会は起立。以下同じ。）を原則とし、オンライン委員は、委員会室の委員と同時に挙手を行う。委員長は、委員会室の委員の挙手の状況を確認した後、オンライン委員の挙手の状況を 1 人ずつ映像と音声により確認した後、可否の結果を宣告する。

(2) 互選

互選は、慣例により指名推選によることとし、投票によることはできない。

(3) 委員外議員の発言申し出

オンラインの方法により委員会に参加し、発言しようとする委員外議員は、原則として、開催日の前日の正午までに、その旨及び理由を記載した委員外議員発言申出書を委員長あて提出（メール可）し、当日、委員会の許可を得なければならない

(4) 秩序保持に関する措置

委員長は、オンライン委員に対し、条例第 18 条第 2 項の規定に基づく対応を行うときは、当該委員との映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(5) 通信障害時の対応

通信環境の悪化により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができない場合、オンライン委員はその間は出席していないものとして扱う。

5 議員以外の取扱い

(1) 当局説明員は、当面の間、オンラインの方法は利用しない。ただし、状況に応じて、代理出席など柔軟な対応を認めることとする。

(2) 公述人及び参考人は、オンラインの方法を利用する場合は、委員会において決定する。

6 その他

- (1) オンライン委員会の運営状況を踏まえ、必要に応じて、この確認事項の見直し及び機器の整備等を行う。
- (2) この確認事項に定めるもののほか、オンライン委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

年 月 日

委員会
委員長 様

委員 氏 名

オンライン参加申出書

兵庫県議会委員会条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加したいから、許可されるよう申し出ます。

- 1 開催日 年 月 日
- 2 理 由
- 3 メールアドレス
(オンライン委員会に必要な情報の送付先)